

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県庄内町は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県庄内町長

公表日

平成27年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による福祉サービス等の支給及び費用の徴収、国手当の支給に関する事務
③システムの名称	・障害者福祉管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害児通所サービスファイル ・福祉サービスファイル ・国手当ファイル ・地域生活支援ファイル ・手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の8,11,12,14,34,47,84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二の10、11、12、16、20、26、53、56-2、57、67、68、69、87、108、109、110、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 佐藤繁
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県庄内町役場 総務課 総務係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町字町132-1 電話:0234-43-2211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県庄内町役場 保健福祉課 福祉係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町字町132-1 電話:0234-42-0149

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる